

令和7年7月30日  
子ども・若者部  
保育認定・調整課

## ベビーシッター利用支援事業の導入に伴う乳幼児の安全確保策の検討状況について

### 1 主旨

令和7年第2回区議会臨時会における「東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の世田谷区導入に関する陳情」の審議の結果、趣旨採択されたことを踏まえ、事業導入に向けた乳幼児の安全確保策の検討状況について報告する。

### 2 課題と区の安全確保策案（検討状況）

ベビーシッター利用支援事業を安心して利用いただけるよう、養育支援等ホームヘルパー訪問事業における事故への対応状況を踏まえ、乳幼児の安全確保策を実施する。

課題	区の安全確保策案
(1) 密室における預かり	<p>①利用者向けに、ベビーシッターの利用にあたっての注意点をまとめた案内を作成し、区公式LINEや「せたがや子育て応援ブック」、コールセンター等により周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始前に、こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を確認すること。特に、低年齢児（0～2歳児）を預ける際は、認定事業者とともに、特段の安全対策（睡眠時間帯におけるベビーセンサーの使用等）を講じること。</li> <li>・利用にあたっては、可能な限り、事前面談や預かり開始から一定時間の共同保育を実施すること。</li> <li>・過去に発生したシッティング中の事故・事件を踏まえ、潜在しているリスクを十分に認識すること。</li> </ul> <p>②ベビーシッターの利用後において、子の様子など気になったことを保護者が区に相談できる体制を整備する。</p> <p>③利用者が希望する場合、見守りを目的とした機器（ウェブカメラ等）の購入等に係る費用についての補助を実施する。</p> <p><b>【区単費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※補助上限は、1利用世帯あたり1万円を想定（ウェブカメラ等の市場価格に基づく）。</li> <li>※東京都は、認定事業者に対して、同経費の補助を実施しているものの、認定事業者が管理する機器について、プライバシーの観点から、抵抗感を持ち、使用を控える利用者が一定数いることから、利用者に直接補助金を支給する。</li> </ul>

課題	区の安全確保策案
<p>(2) 区が利用予定を事前に把握することが困難</p> <p>(3) 利用者宅への立ち入りが困難</p>	<p>利用予定の把握の上、区職員等が保育現場に立ち会う取組みを実施する。</p> <p>①利用者が希望する場合、事前に区に利用予定を提供（電子申請を想定）してもらった上で、ベビーシッターとともに区職員等が利用者宅を訪問し、一定時間、保育現場に立ち会う。</p> <p>②後日、当該ベビーシッターが所属する認定事業者を通じ、指導・助言事項等を伝える。</p> <p>※具体的な手法は、養育支援等ホームヘルパー訪問事業の利用者宅への巡回支援を検証の上、固めるものとする。</p> <p>(区職員等の立ち会いの流れ)</p>
<p>(4) 区外の認定事業者には区の指導監督権限が及ばない</p>	<p>①区が区内の認可外保育施設従事者を対象に実施している「乳幼児の安全確保に関する研修」や「救命講習」（実技講習）等について、区内でのシッティング予定があるベビーシッターへ対象を拡大し、認定事業者に受講を勧奨する。</p> <p>②各事業者の上記研修・講習の受講状況について、区ホームページで公表する。</p> <p>③指導監督権限を持つ自治体が児童福祉法に基づき実施し、ホームページで公表する認定事業者への指導検査の結果について、区のホームページに掲載先URLを貼る等により、利用者が確認しやすくする。</p> <p>④区内でのシッティング中に事故が起きた場合などは、東京都が定める「サービス提供約款」に基づき、認定事業者に対して、報告や関係書類の提出を求める。</p> <p>※③④について、区内の認定事業者に対しては、児童福祉法に基づく指導監督（指導検査等）を実施する。</p>

### 3 事業導入に向けた取組事項

#### (1) 安全確保策の検討・準備

安全確保策について、実効性を持たせるため、以下に取組む。

- ①認定事業者や東京都との意見交換等による実施内容の精査
- ②区民からの相談等を受け付けるための体制整備

#### (2) 一部業務の民間事業者への委託

区民が本事業を安心して円滑に利用できるよう、以下の業務を民間事業者への業務委託により実施する。なお、委託事業者は、プロポーザル方式により選定する。

また、委託にあたっては、本事業の課題と安全確保策、補助金申請の事務手続き等について、区の考え方や認識等のすり合わせを丁寧に実施する。

##### ①専用のコールセンター

- ・ベビーシッター事業概要や安全確保策の案内、利用にあたっての注意喚起
- ・シティング後の子の様子やシティング内容で気になったこと等の相談対応
- ・利用料の補助申請に関する問い合わせ対応

##### ②区民への利用料の補助

- ・申請書類の審査
- ・補助金支払いデータの作成
- ・利用者への通知送付 等

#### (3) 区民周知

区民が本事業を利用するにあたり、以下のことを周知する。

- ①本事業の概要
- ②本事業を利用するにあたっての注意点と区の安全確保策
- ③利用の流れ・補助金の申請手続

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和7年	8月～	安全確保策の検討
	9月	子ども・若者・子育て会議（子ども・子育て部会）に検討状況の報告 ※令和7年10月末までに開催予定
	9月下旬	「養育支援等ホームヘルパー訪問事業にかかる子どもの安全確保対策」の実施状況を踏まえ、安全確保策の最終確認
	～10月	事業導入に向けた庁内調整
	～11月	事業導入時期について判断
	11月～	安全確保策の実施に向けた準備

【参考】令和7年度 東京都ベビーシッター利用支援事業 事業概要  
(東京都作成資料より抜粋)

## 1 ベビーシッター事業者連携型

(1) 待機児童の保護者若しくは育児休業を1年間取得した後復職する保護者が、子の保育所等入所までの間、又は夜間帯保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を区市町村と連携して助成する。

対象者	対象児童	負担割合	利用可能時間帯 及び 利用上限	利用料助成等
待機児童の保護者	未就学児	都 7/8 区市町村 1/8	<利用可能時間帯> 月曜日～土曜日までの午前7時～午後10時	○ 上限利用料2,460円/時のうち、本人負担額150円との差額を助成  ○ 早朝や夜間は、事業者への支払額に400円/時・深夜は、800円/時を上乗せ
育児休業満了者		都 10/10	<利用上限> 保育短時間認定 1日 8時間かつ月160時間 保育標準時間認定 1日 11時間かつ月220時間	
夜間帯保育を必要とする保護者		都 1/2 区市町村 1/2	<利用可能時間帯> 24時間365日  <利用上限> 月220時間	

(2) (1)の利用者がベビーシッター事業者から請求される交通費の負担軽減を行う区市町村に対し、その費用の一部を補助する。

<補助基準額> 児童1人当たり 月額2万円      <負担割合> 都 1/2    区市町村 1/2

## 2 ベビーシッターによる一時預かり利用支援

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育が必要になった保護者や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、本事業の参画事業者として認定を受けたベビーシッター事業者による保育を提供する区市町村に補助を行う。

<対象児童>	未就学児 *1 ただし、障害児は、小学6年生まで。 *2 学童クラブ待機児童対策計画を策定した区市町村においては、小学3年生まで。
<補助基準額>	1時間当たり2,500円(夜間帯利用※の場合3,500円) ※夜間帯利用:午後10時～午前7時の利用
<利用上限>	児童1人当たり 年144時間 (障害児、ひとり親家庭、多胎児の場合は、児童1人当たり 最大 年288時間)
<利用時間帯>	24時間365日
<負担割合>	都10/10

### 【利用上限時間(児童1人当たり)】

	未就学児	障害児 (小学6年生まで対象)	学童クラブ待機児童対策計画を策定した区市町村の学齢児(小学3年生まで対象)
障害児	年288時間	年288時間	—
ひとり親家庭・多胎児	年288時間	年288時間	年288時間
上記以外	年144時間	—	年144時間